

◇ タンデム自転車の安全利用上の注意事項 ◇

平成30年4月1日から、山口県内の一般道路で二輪のタンデム自転車での2人乗り走行が可能となりました。

タンデム自転車は普通自転車ではありませんので、運転感覚及び交通ルールが異なります。ルールを守って安全に走行しましょう。

■ タンデム自転車の特徴

- 視覚障害者や脚力の弱い方でも走行を楽しむことができます。
- 一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- 一般的な自転車と比べて小回りが利かないなど運転感覚が大きく異なります。
- 二人でこぐので速度が出やすいため注意が必要です。

■ 普通自転車との違い

◎ 歩道は走行できません

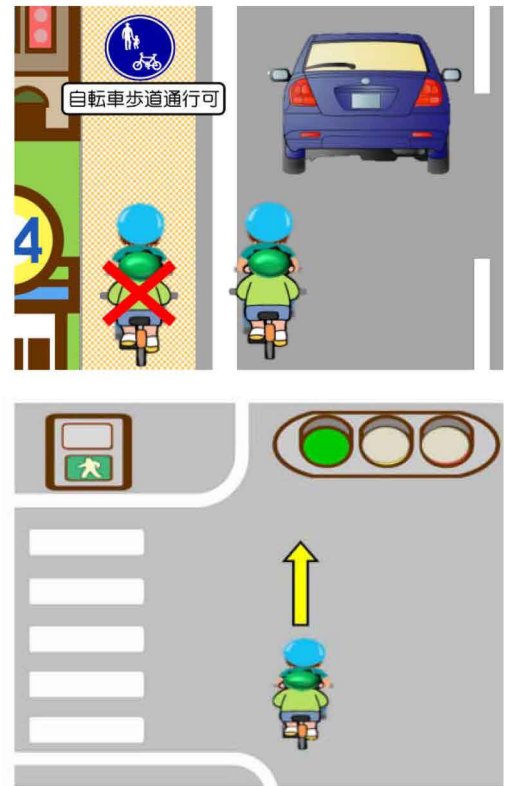
歩道に「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されていることがありますが、ここでいう「自転車」は「普通自転車」のことを意味し、普通自転車ではないタンデム自転車は、このような標識があっても歩道を走ることはできません。

◎ 車両用の信号に従って進行してください

タンデム自転車は軽車両です。車両用の信号機の表示に従っていただくこととなります。

◎ 「自転車を除く」の補助標識は適用されません。

進入禁止や一方通行などの標識に「自転車を除く」の補助標識があってもタンデム自転車は除かれません。



↑タンデム自転車は除かれません！

～ 信号機のある交差点では必ず二段階右折をしましょう～